

## 個人情報の第三者提供への同意について

個人情報の第三者提供への同意について、個人情報の通常必要な利用目的のうち、被保険者にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって黙示による包括的な同意で良いこととなっています。従いまして当組合では別に掲載する別表1、2および以下の事項について黙示による包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては被保険者等の記号・番号、氏名および同意できない理由を記載した文章で当組合に申し出をお願い致します。特段の申し出が無い場合は、同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

\*「第三者」とは：本人及び日本製鋼所健康保険組合以外のものをいい、自然人か法人その他の団体かを問わない。

- ① 医療費情報において、本人分と家族分を世帯ごとにまとめて行うこと
- ② 資格情報のお知らせについては、世帯分をまとめて被保険者に通知すること。
- ③ 特定保健指導の実施対象者・実施状況の有無等を、当組合加入事業所の健康保険担当部門および管理者へ提供すること。(加入事業所とのコラボヘルス)